

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

「医療緊急警報」への移行に係る周知について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県内の新規感染者数は8月下旬以降減少傾向にあり、病床使用率も30%を下回る水準まで安定的に低下していることから、9月21日をもって県独自の「医療非常事態宣言」を終了し、9月22日から「医療緊急警報」に移行しております。また、これに伴い、下記のとおり、県民の皆さまに向けた行動要請等を一部変更しております。

つきましては、各団体におかれましても、再度の感染拡大を防ぐため、引き続き、行動要請等への御理解・御協力をお願いします。併せて、貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 主な行動要請

項目	医療非常事態宣言 (8/11~9/21)	医療緊急警報 (9/22~)
外出・移動	外出・移動は家族などいつも一緒にいる身近な人と。混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
会食	○飲食店を利用する場合 ・1卓4人以下、2時間以内 (テーブル間の席の移動は控えて)	○ひなた飲食店認証店を利用する場合 ・感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えて ○ひなた飲食店認証店以外を利用する場合 ・1卓4人以下、2時間以内 (テーブル間の席の移動は控えて)
イベント	規模や内容等を踏まえ、開催について慎重に判断の上、延期できるものは延期を	国基準に沿って開催

※詳細は別添資料「行動要請」を御参照ください。

2 要請期間

令和4年9月22日（木）から当面の間（終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断）

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】
宅地審査担当：堀内
【県営住宅指定管理関係】
公営住宅担当：柳田
【その他】
建築指導担当：藤近
連絡先：0985-26-7195